

第二次長久手市多文化共生推進プラン(案)

目 次

第1章 プランの位置づけ	1
1. 多文化共生推進プラン策定の趣旨	1
(1)策定の背景	1
(2)他計画との関連	2
2. 計画期間	3
第2章 長久手市の現状と課題	4
1. 外国人市民の状況	4
(1)外国人市民数の推移	4
(2)在留資格別外国人市民割合の推移	5
(3)年齢別外国人市民数	6
(4)外国人児童生徒の状況	7
2. アンケート調査からみえる市民の理解や考え	8
(1)外国人と安心して暮らす社会のための取組(日本人向けアンケート調査)	8
(2)外国人市民の増加や関わりについて(日本人向けアンケート調査)	9
(2)外国人市民の生活における課題(外国人向けアンケート調査)	12
3. 長久手市における多文化共生の課題	15
第3章 プランの基本理念	16
1. 多文化共生の基本理念	16
2. 基本方針とプランの体系	16

第1章 プランの位置づけ

1. 多文化共生推進プラン策定の趣旨

(1)策定の背景

日本における在留外国人は、1990(平成2)年の「出入国管理及び難民認定法(入管法)」の改正以降、日系ブラジル人を中心に増加し、2022(令和2)年末現在では300万人以上の外国人が滞在しています。そのうち約9.3%にあたる約28万人が愛知県に在住しています。

在留外国人が増え続けるなかで国の政策も変化しており、2019(令和元)年に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、2020(令和2)年には総務省の「地域における多文化共生推進プラン」が改定されるなど、急増する在留外国人に対応するための取組が整備されています。

また、2022(令和4)年6月には、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が閣議決定され、外国人との共生社会の実現に向けた中長期的な方策が示されています。

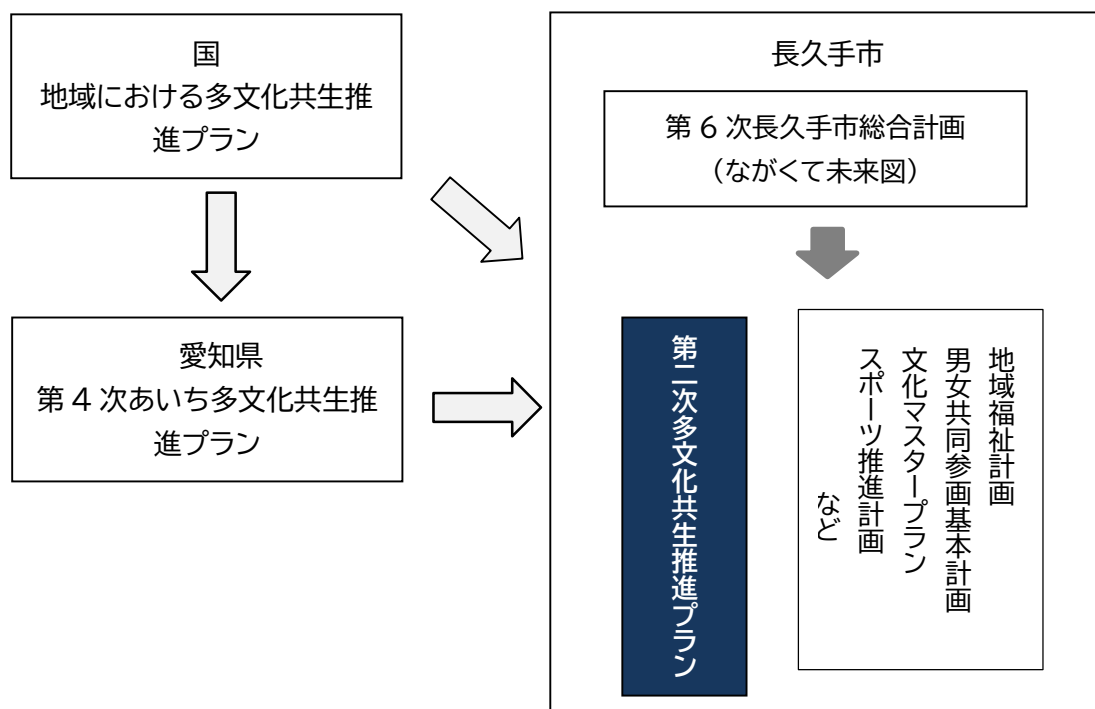
長久手市の外国人市民数は、2016(平成28)年以降増加の傾向にあり、2023(令和5)年4月1日現在で1,081人が生活しています。技能実習生の増加や外国人の子どもの増加により、教育・就労・生活上のさまざまな場面でのニーズが顕在化しています。このような状況を踏まえ、本市では日本人と外国人が共に活躍できる地域づくりを目標とし、2020(令和2)年3月に日本語教育を中心とした多文化共生推進プランを策定しました。

プラン策定から3年が経過し、再び外国人市民数が増加している中で、学校教育や防災、外国人市民の家庭への支援など支援ニーズが多岐に渡っており、日本語教育だけでなく分野横断的な多文化共生施策が必要とされています。第二次多文化共生推進プラン(以降第二次プラン)は、これまで取り組んできた日本語教育の施策をさらに推進するとともに、アンケート調査結果などに基づいた施策を実施し、今後の本市における多文化共生推進の方向性を定めるものです。

(2)他計画との関連

多文化共生は、第6次長久手市総合計画において、誰もが活躍できる地域づくりの主要事業として位置づけられています。また、第2期長久手市まち・ひと・しごと総合戦略では、多文化共生は市民が支え合うコミュニティづくり事業の一つとなっており、国籍や文化に関係なく、誰もが支え合い活躍できる共生社会を目指しています。

計画関連図



関連する法律・指針など

◆日本語教育の推進に関する法律[文部科学省文化庁]

2019(令和元)年に施行され、外国人に対する日本語教育について初めて言及した法律。

◆外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針[文部科学省]

2020(令和2)年に発出された、日本に居住する外国人の子どもの就学促進について、地方公共団体が講ずべき内容をとりまとめた指針。指針では、教育委員会が関係する行政機関やNPO等の団体と連携し、就学状況把握の実施や、就学促進の取組を推進することなどが示されている。

◆外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ[出入国在留管理庁]

外国人との共生社会の実現に向けて、共生社会のビジョンを示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題と具体的な方策を示したもの。

2. 計画期間

本プランの計画期間は、2024(令和6)年から2028(令和10)年までの5年間とし、期間終了時には達成状況の把握と見直しを行います。

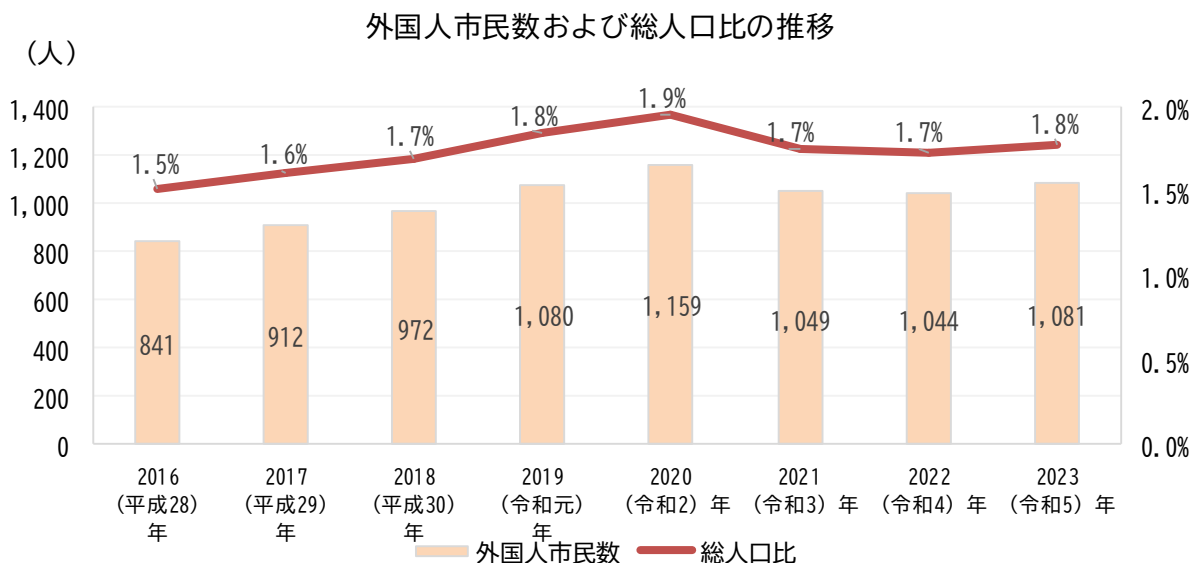
計画期間								
年度	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2024 (令和6)年	2025 (令和7)年	2026 (令和8)年	2027 (令和9)年	2028 (令和10)年
多文化共生推進プラン	第一次プラン							
			見直し・改定	第二次プラン				

第2章 長久手市の現状と課題

1. 外国人市民の状況

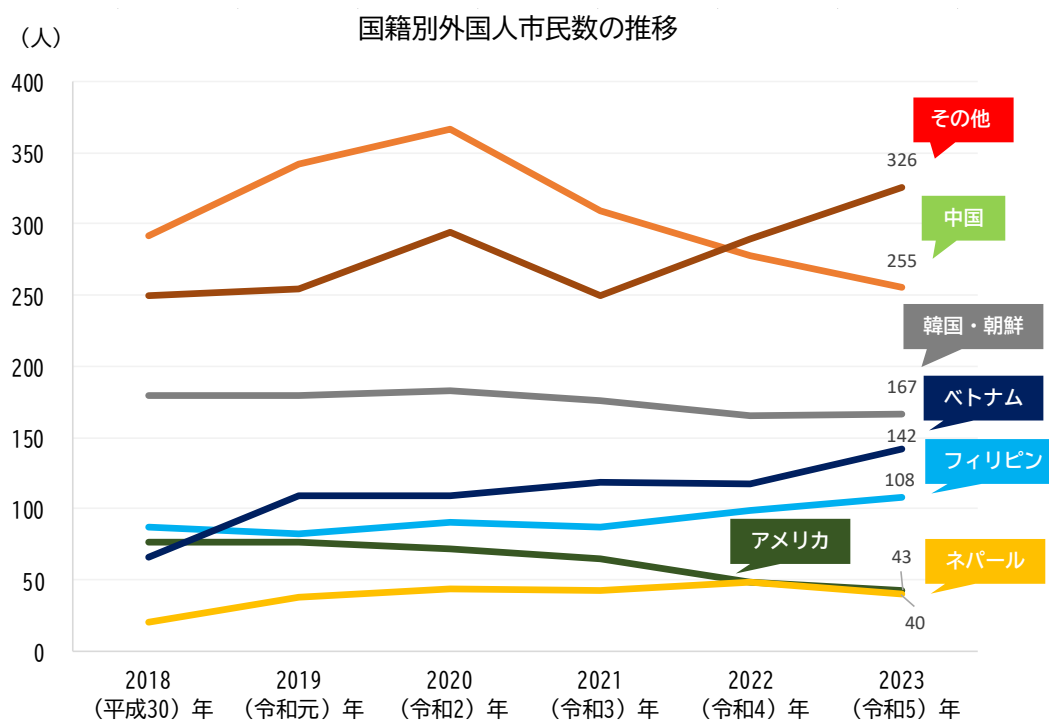
(1)外国人市民数の推移

2023(令和5)年4月1日現在、長久手市の総人口は60,770人となっており、そのうち外国人市民数は1,081人で総人口比は1.8%となっています。2016(平成28)年以降では、2020(令和2)年まで毎年増加していましたが、2021(令和3)年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で減少したと考えられます。総人口比は1.5%から1.9%の間で推移しています。



(住民基本台帳より作成 各年4月1日現在)

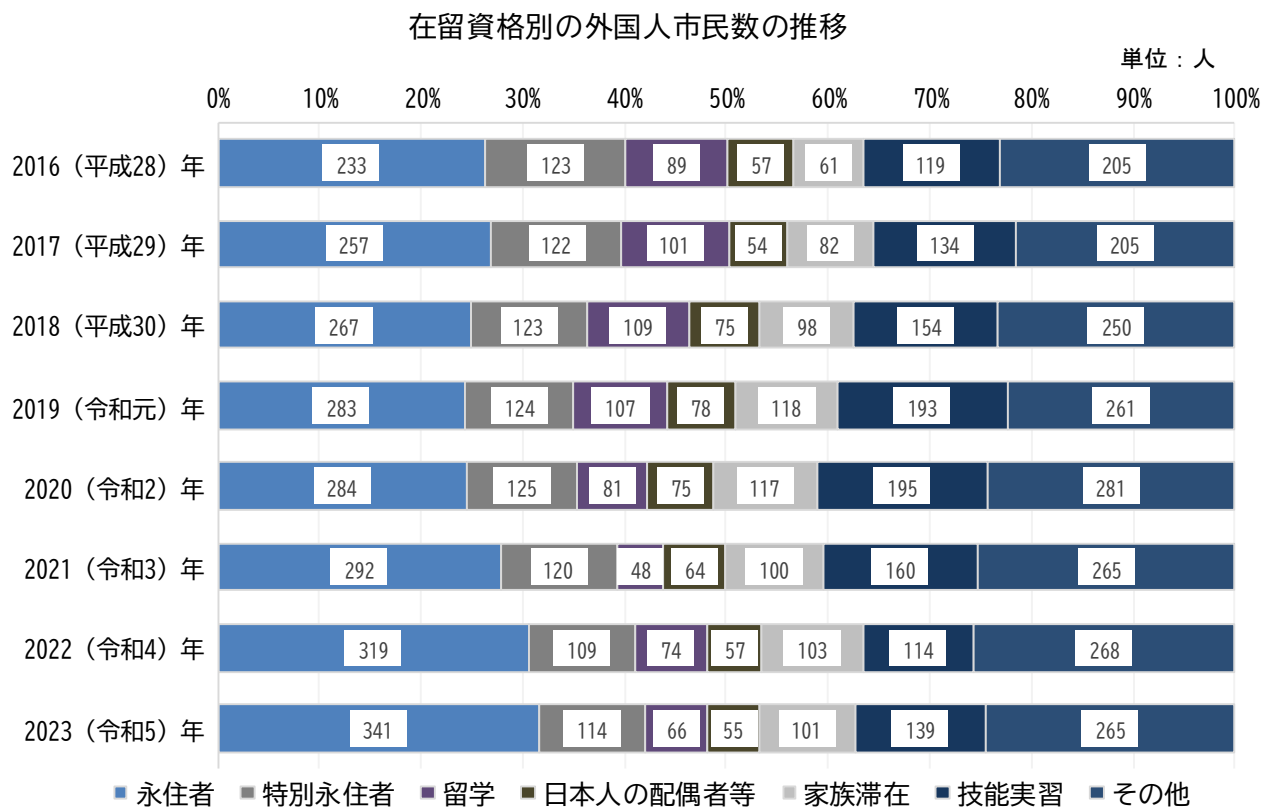
国籍別では、中国や韓国・朝鮮が減少しているのに対して、ベトナム・フィリピン・ネパールなどの東南アジア国籍の外国人市民が増加しています。



(住民基本台帳より作成 各年4月1日現在)

(2)在留資格別外国人市民割合の推移

在留資格別では、特別永住者・留学の割合が低下しており、永住者が上昇しています。技能実習は上昇傾向にあり、2020(令和2)年から2022(令和4)年にかけては低下しましたが、2023(令和5)年には再び上昇しています。



住民基本台帳より作成

(2012 年から 2019 年：各年 12 月 31 日現在)

(2020 年から 2023 年：各年 4 月 1 日現在)

永 住 者：原則として在留活動や在留期間に制限がない。資格取得には、原則として 10 年以上日本に在留していることが必要。

特別永住者：戦前から日本に住み、サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫に認められている永住資格。

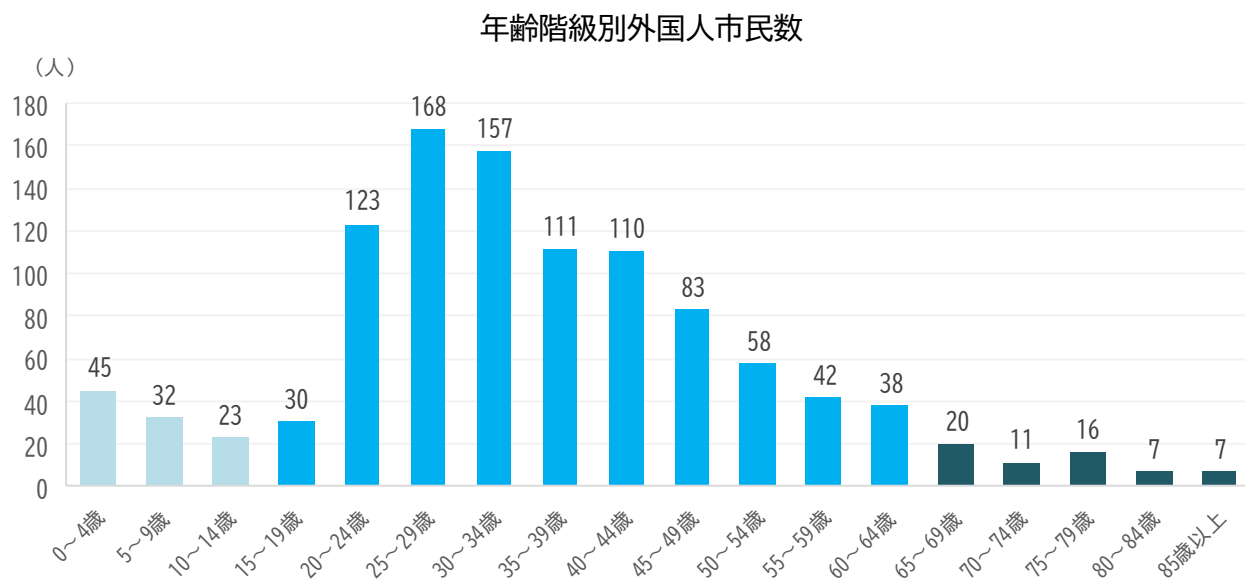
技 能 実 習：特定の業種で働くことができる在留資格。在留期間は最長 5 年。2019(平成 31)年 4 月に創設した「特定技能」に移行することができ、条件を満たせば最長 10 年まで日本に在留することができる。

家 族 滞 在：「技能」「研究」「留学」などの在留資格により滞在している外国人の配偶者や子どもに認められる在留資格。在留期間は最長 5 年。

(3)年齢別外国人市民数

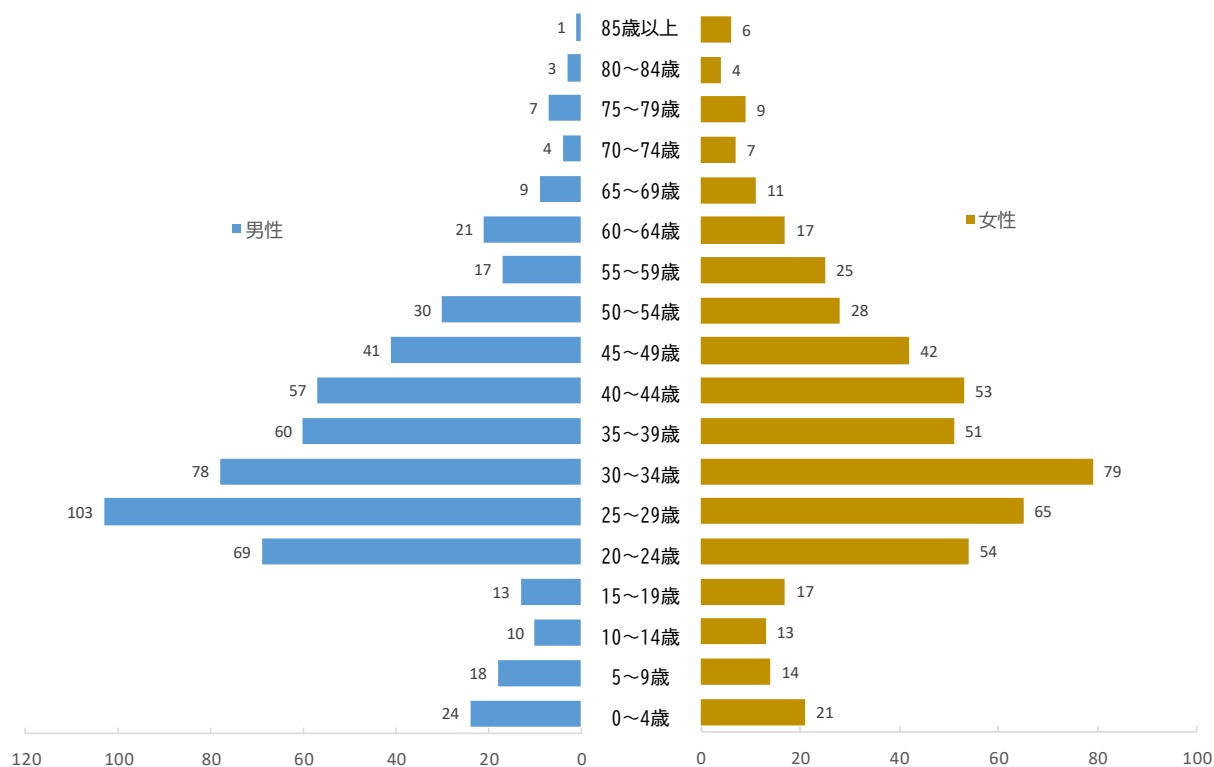
年齢別人口では、男性・女性ともに 20 歳代から 40 歳代の若い世代の人口が多くなっています。特に男性では25～29歳が103人と突出して多くなっています。

年齢区分別では、65 歳以上の老年人口人より年少人口が多くなっており、外国人の子どもが増加している状況にあります。



(住民基本台帳より作成 令和5年4月1日現在)

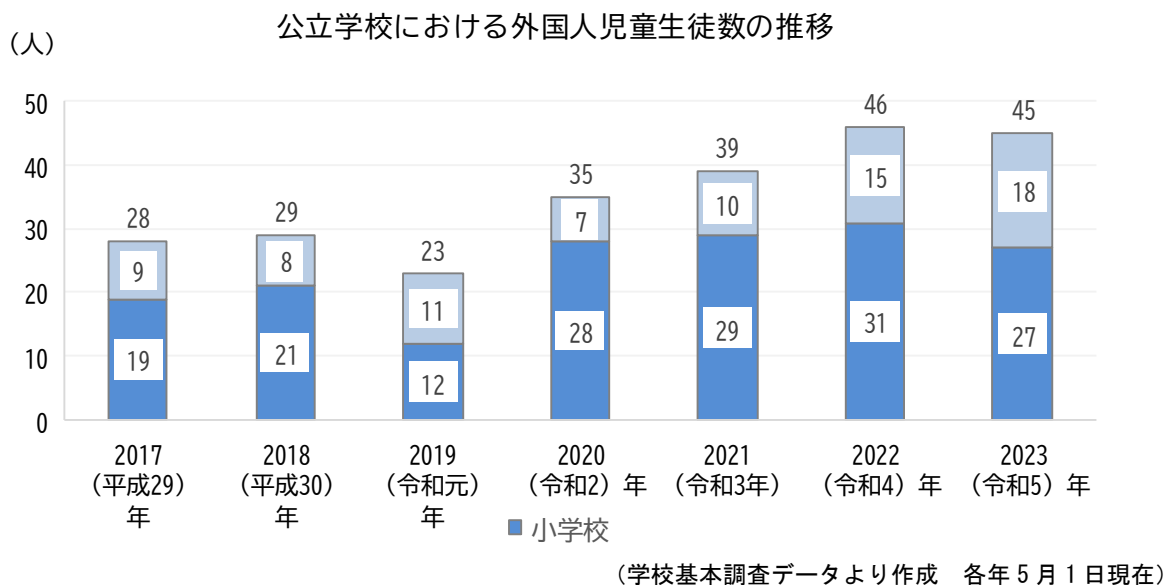
外国人市民の年齢別・男女別人口ピラミッド



(住民基本台帳より作成 令和5年4月1日現在)

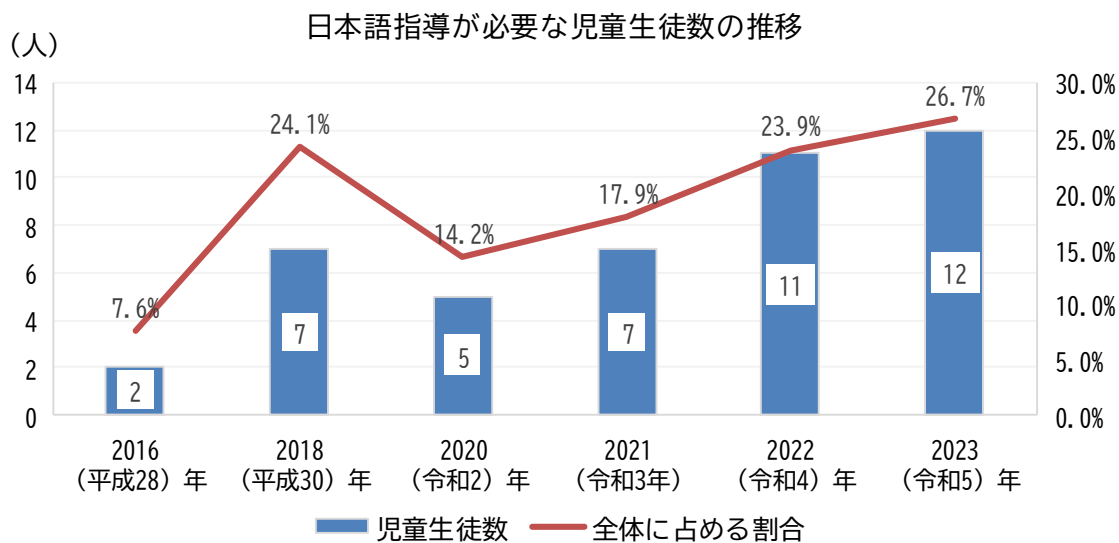
(4)外国人児童生徒の状況

長久手市の公立学校における外国人児童生徒数は、外国人市民数の増加に伴って増加傾向にあります。特に中学校の外国人生徒数は2023(令和5)年には18人に増加し、過去最多となっています。小学校の外国人児童数は、2020(令和2)年以降30人前後で推移しています。



日本語指導が必要な児童生徒とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒」のことです。長久手市においては、日本語指導が必要な児童生徒が増加傾向にあり、2020(令和2)年以降は毎年増加し、外国人児童生徒全体に占める割合も上昇しています。

なお、日本語指導が必要な児童生徒の中には、日本で出生したため日本国籍ではあるものの、国際結婚などで日本語を母語としていない親のもとで育つ児童生徒もいるため、外国籍だけでなく、日本国籍の中にも日本語指導が必要な児童生徒がいることがわかっています。



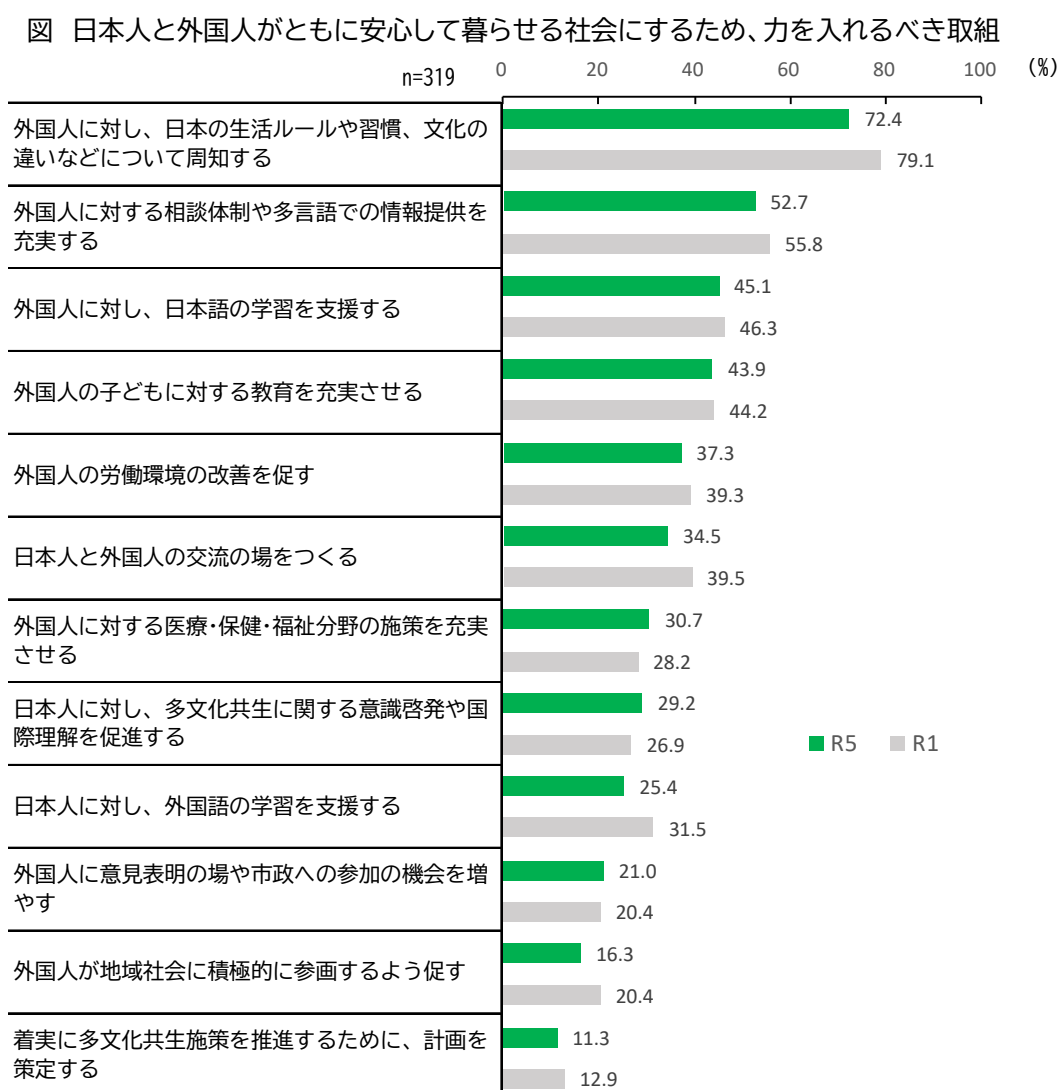
2. アンケート調査からみえる長久手市民の多文化共生に対する理解や考え

(1)外国人と安心して暮らす社会のための取組(日本人向けアンケート調査)

日本人と外国人がともに安心して暮らせる社会にするため、力を入れるべき取組は、「外国人に対し日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する」が最も多くなっており、多くの日本人市民が、外国人市民に対しての生活ルールの周知などが必要と考えています。

また「外国人に対する相談体制や多言語での情報提供を充実する」や「外国人に対し、日本語の学習を支援する」、「外国人の子どもに対する教育を充実させる」が多くなっているため、日本での生活全般の支援が行うことが必要だと考えられます。

令和元年の調査結果との比較では、主に「外国人に対し日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する」、「日本人と外国人の交流の場をつくる」、「日本人に対し、外国語の学習を支援する」などの割合が下がっています。



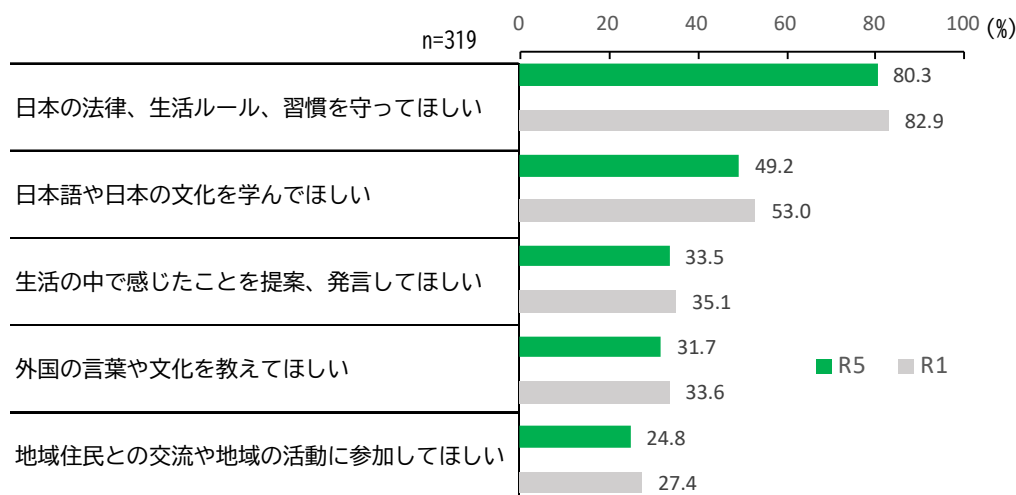
資料: 多文化共生に関するアンケート調査(2023年および2019年)※複数回答

地域に住む外国人に期待することは、「日本の法律、生活ルール、習慣を守ってほしい」が最も多く、次いで「日本語や日本の文化を学んでほしい」が多くなっているため、ともに暮らすために法律やルールを守ることや文化を尊重することが重要だと考えられます。

また「生活の中で感じたことを提案、発言してほしい」が多くなっており、外国人の目線からの意見を聴取することが必要と考えられます。

令和元年の調査結果との比較では、地域に住む外国人に期待することは大きく変化していません。

図 日本人と外国人がともに安心して暮らせる社会にするため、地域に住む外国人に期待すること

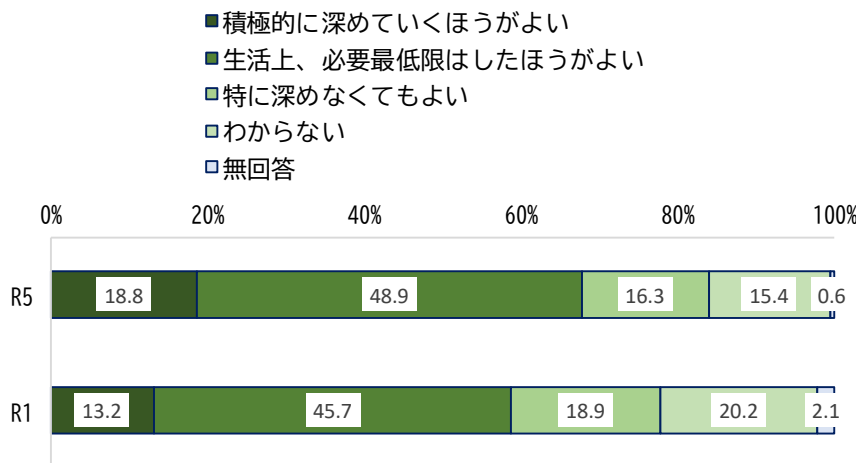


資料:多文化共生に関するアンケート調査(2023年・2019年)※複数回答

(2)外国人市民の増加や関わりについて(日本人向けアンケート調査)

住んでいる地域で外国人との関わりを深めるべきかについては、「生活上、必要最低限はしたほうがよい」が約5割で最も多く、次いで「積極的に深めていくほうがよい」が多くなっているため、外国人との関わりを持つ必要性を7割弱の日本人市民が感じているといえます。令和元年の調査結果との比較では、「積極的に深めていくほうがよい」「生活上、必要最低限はしたほうがよい」がともに上昇しています。

図 地域での外国人との関わりを深めるべきか

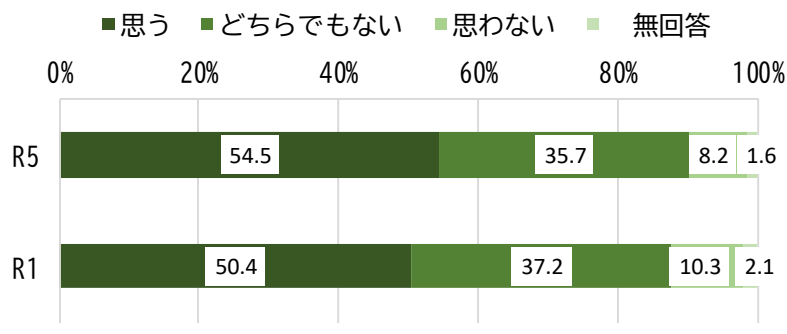


資料:多文化共生に関するアンケート調査(2023年・2019年)※単一回答

地域に外国人が増えていくことが与える影響などについて、「①外国の言葉や文化、習慣などを知る機会が増えるので良い」では、「思う」が5割を超えており異文化理解の機会が増えることに対して肯定的な意見が多くなっています。令和元年の調査結果との比較では、「思う」がやや上昇しています。

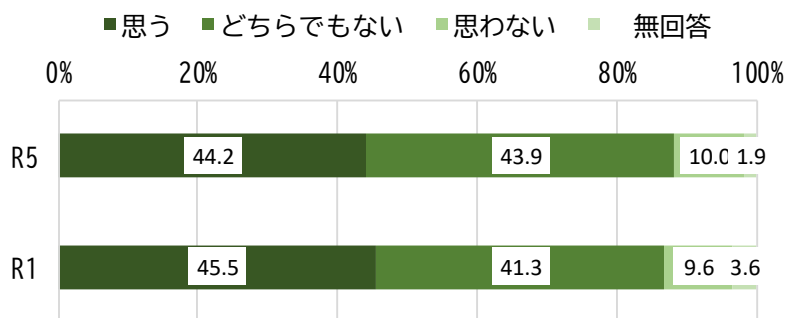
図 地域に外国人が増えていくことの影響などについて

① 外国の言葉や文化、習慣などを知る機会が増えるので良い



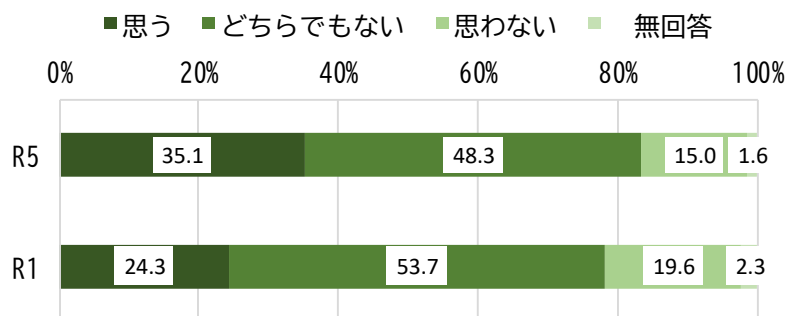
「③地域で外国人と交流できるので良い」では、「思う」と「どちらでもない」がほぼ同じ割合となっています。令和元年の調査結果との比較では、回答の傾向はあまり変化がみられません。

③ 地域で外国人と交流できるので良い

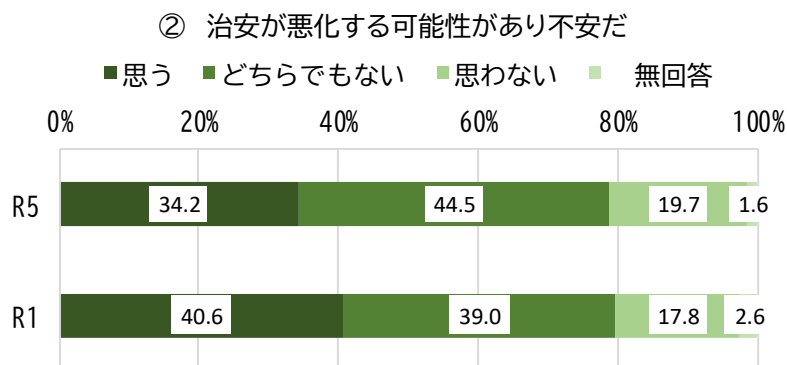


「⑤地域の経済的な発展につながるので良い」では、「思う」が「思わない」を上回っています。令和元年の調査結果との比較では、「思う」が大幅に上昇しており、経済的な発展につながると考えるようになった人が増えています。

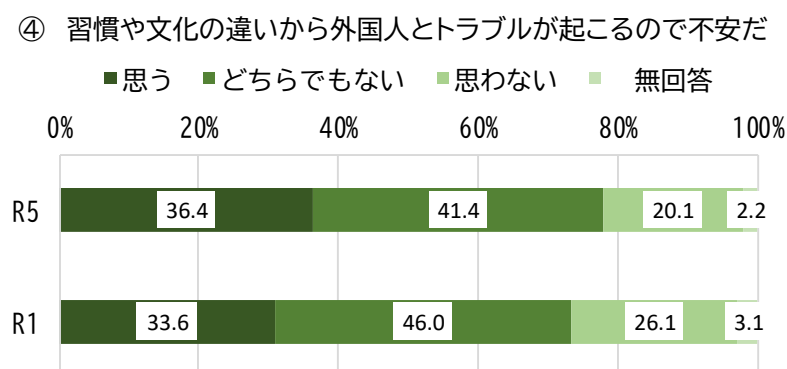
⑤ 地域の経済的な発展につながるので良い



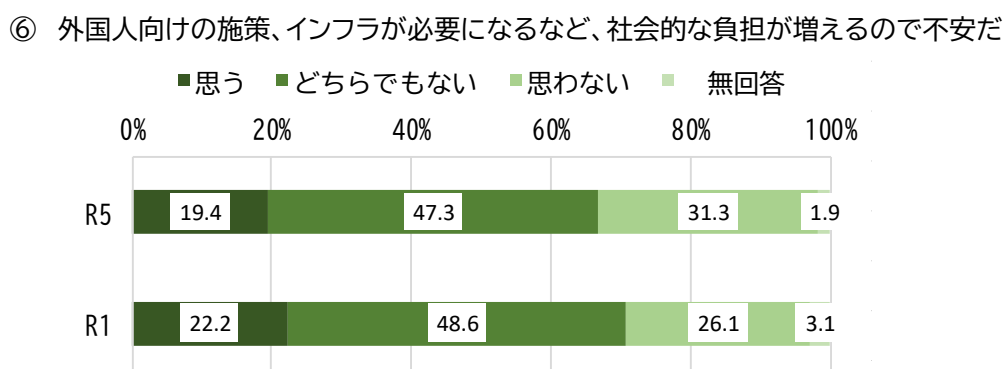
「②治安が悪化する可能性があり不安だ」では、「どちらでもない」が最も多くなっています。令和元年の調査結果との比較では、「思う」が低下しており治安の悪化につながるという考えを持つ人はやや減少しています。



「④習慣や文化の違いから外国人とトラブルが起こるので不安だ」では、「どちらでもない」が最も多くなっています。令和元年の調査結果との比較では、「思う」がやや上昇し「思わない」が低下していることから、トラブルを不安に感じる人がやや増加しています。



「⑥外国人向けの施策、インフラが必要になるなど、社会的な負担が増えるので不安だ」では、「どちらでもない」が最も多くなっています。令和元年の調査結果との比較では、「思わない」がやや上昇しており、社会的な負担の増加については否定的な意見が多くなっています。

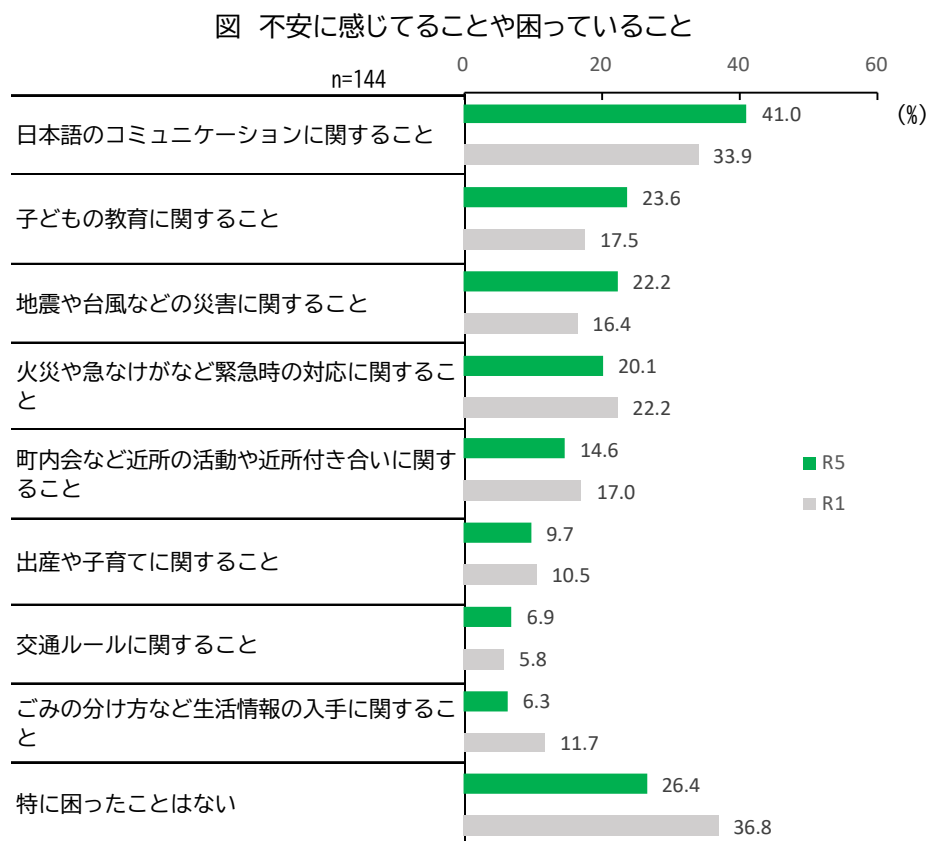


資料：多文化共生に関するアンケート調査(2023年・2019年)※単一回答

(2)外国人市民の生活における課題(外国人向けアンケート調査)

外国人市民が不安に感じていることや困っていることは、「日本語のコミュニケーションに関すること」が最も多くなっており、日常生活でのコミュニケーションの支援が必要と考えられます。また「子どもの教育に関すること」や「地震や台風などの災害に関すること」、「火災や急なけがなど緊急時の対応に関すること」が多くなっており、教育の支援や防災、緊急時の対応への支援が必要とされています。

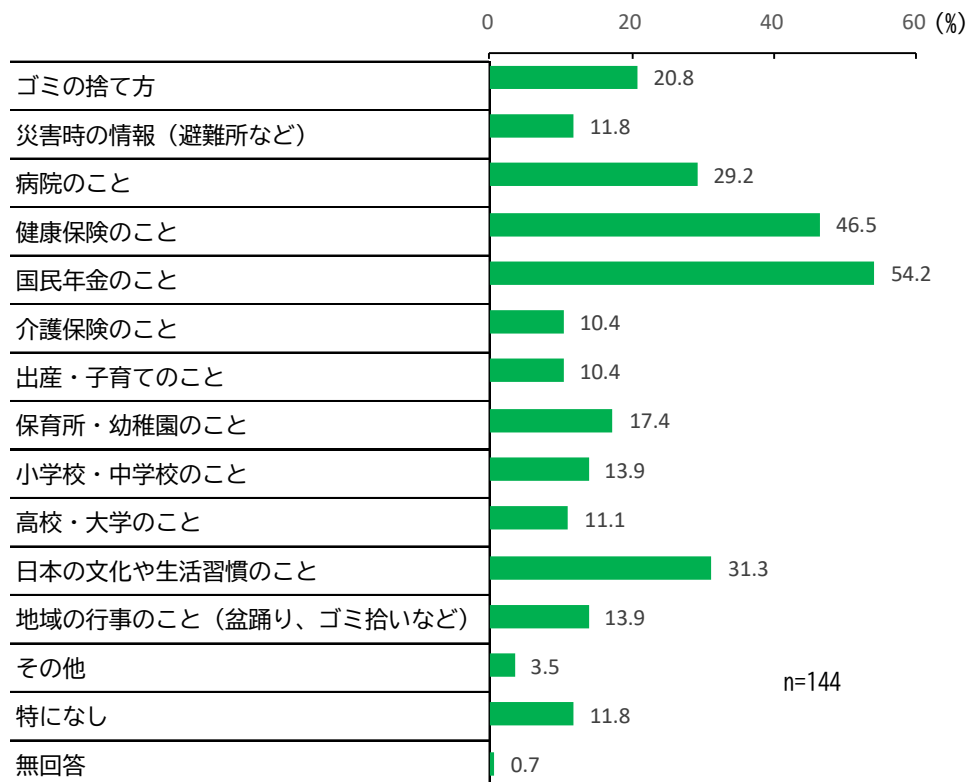
令和元年の調査結果との比較では、「日本語のコミュニケーションに関すること」、「子どもの教育に関すること」、「地震や台風などの災害に関すること」はすべて上昇しています。また「特に困ったことはない」の割合が低下しており、何らかの困り事がある外国人市民は増えていると考えられます。



資料:多文化共生に関するアンケート調査(2023年・2019年)※複数回答

日本に来て、理解したり知ったりするのに時間がかかったことは、「国民年金のこと」や「健康保険のこと」などの社会保障に関することが高くなっており、次いで「日本の文化や生活習慣のこと」が高くなっています。社会保障などの制度をわかりやすく周知することや、文化や生活習慣を明示的に伝えていくことが必要だと考えられます。

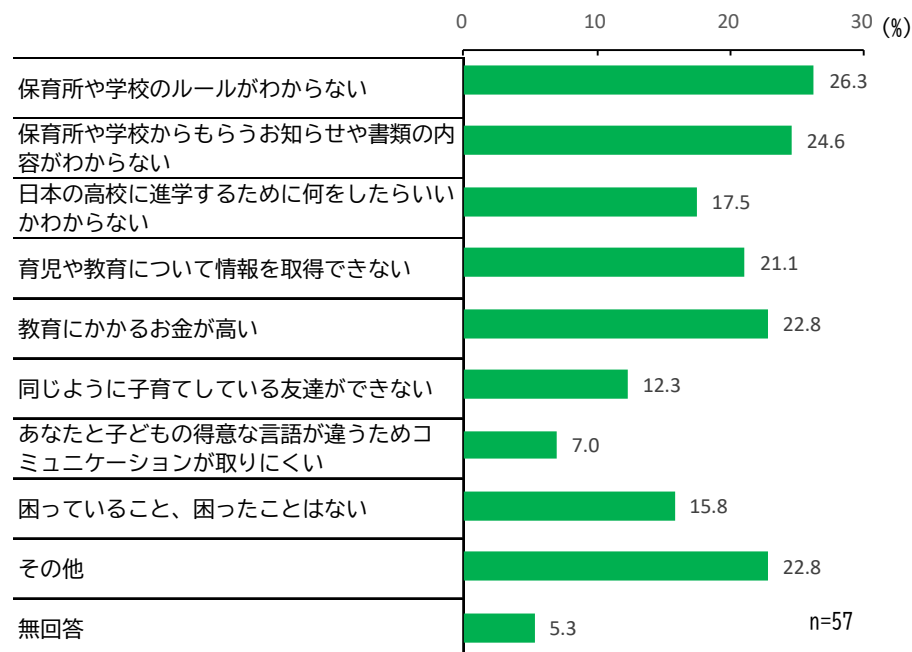
図 日本に来て、理解したり知ったりするのに時間がかかったこと



資料：多文化共生に関するアンケート調査(2023年)※複数回答

子育てに関して困っていることや困った経験は、「保育所や学校のルールがわからない」や「保育所や学校からもらうお知らせや書類の内容がわからない」が多くなっており、情報伝達の課題を解消する必要があります。

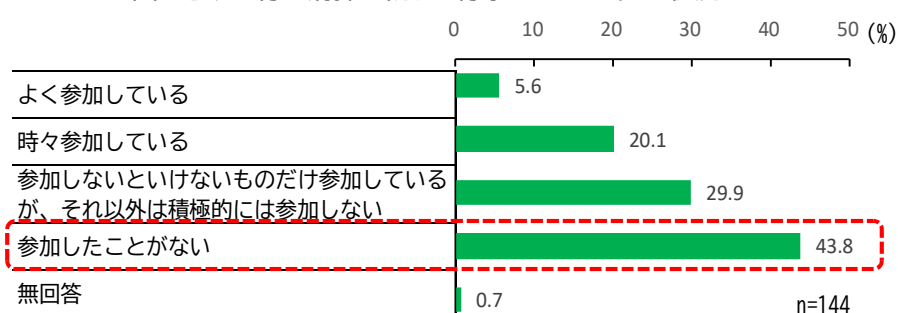
図 子育てに関して困っていること、困った経験をしたこと(0～14 歳の保護者)



資料:多文化共生に関するアンケート調査(2023 年)※複数回答

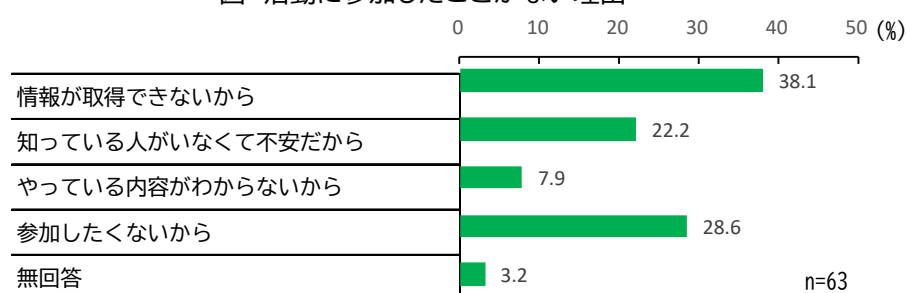
地域で行う活動への参加については、約 4 割の外国人市民が「参加したことがない」と回答しており、理由として「情報が取得できないから」が最も高く、地域での情報発信を強化していく必要があります。

図 地域で行う清掃や防犯、行事などへの参加状況



資料:多文化共生に関するアンケート調査(2023 年)※単一回答

図 活動に参加したことがない理由



資料:多文化共生に関するアンケート調査(2023 年)※単一回答

3. 長久手市における多文化共生の課題

2029年に向けた長久手市における多文化共生の主要な課題は、以下のように捉えています。

(1) 地域での日本語教育の体制づくり

これまで、外国人市民に対して、生活者としての日本語教育を継続的に展開することを目的に、日本語学習の環境づくりや、支援者を増やすための取り組み等を行ってきました。

外国人市民数は今後も増え続けると予測され、日本語のコミュニケーションに関して不安に感じている外国人市民が多いことから、今後も地域での日本語教育の体制を強化していくことが必要と考えます。

(2) 外国人の家庭への支援の充実

これまで、学校において外国人の子どもの受け入れに対応できる状態を目指して、学校での子どもの学習支援や日本語教育の基本的な取り組みを導入してきました。

外国人児童生徒数の増加傾向から、引き続き外国人の子どもへの学習支援や日本語教育を行う重要性は高いと考えます。また、長久手市で子育てをする世帯も増えることが予測され、就学や進学を促進する取り組みや、家庭での悩みごとに寄り添う取り組みの導入が必要になると考えます。

(3) あらゆる場面での生活支援の充実

これまで、外国人市民への日常生活サポートとして、やさしい日本語や多言語での情報提供や、転入時及びリニモテラス公益施設などの公共施設における生活に必要な情報を提供する体制づくりを行ってきました。

外国人市民が不安に感じていることは、教育や災害、ご近所づきあい等、多岐にわたっています。また、生活する上で理解するまでに時間がかかる文化や制度もあることから、分かりやすい情報提供に努め、多様な困りごとに対応する体制の強化が求められていると考えます。

(4) 多文化理解と多文化交流のまちづくりの促進

これまで、日本人市民と外国人市民がお互いを理解し活躍できるまちを目指して、多文化理解講座や国際交流イベントを実施してきました。

お互いに日常的な関わりが必要だと感じている一方で、習慣や文化の違いからトラブルが起こることに不安を感じていたり、地域行事に参加したことがない外国人が多いのが現状です。交流の場の提供を継続し、地域でお互いに文化や背景を理解し合える機会をつくることが必要だと考えます。

第3章 プランの基本理念

1. 多文化共生の基本理念

愛知県の「第4次あいち多文化共生推進プラン」では、多文化共生社会について「国籍や民族などのちがいににかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会」と定義を示しています。

長久手市における多文化共生の推進は、多様な国籍の市民とともに、安心して生活できるまちづくりを行う上で重要です。そのためには、日本人と外国人とのコミュニケーションによる相互理解や多様な市民が活躍できる場所が必要です。

そこで、長久手市では、「日本人と外国人がともに理解しあい、地域の一員として活躍するまち 長久手」を基本理念とし、多文化共生を推進していきます。

基本理念

「日本人と外国人がともに理解しあい、

地域の一員として活躍するまち 長久手」

2. 基本方針とプランの体系

本プランの基本方針は、「家庭・地域・市全体での外国人市民への支援体制の推進」とし、これまで取り組んできた日本語の学習支援を中心とした日本語教育の体制づくりを継続するとともに、外国人の家庭への支援や日常生活の支援の充実に取り組みます。

